

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 申告書の手引き

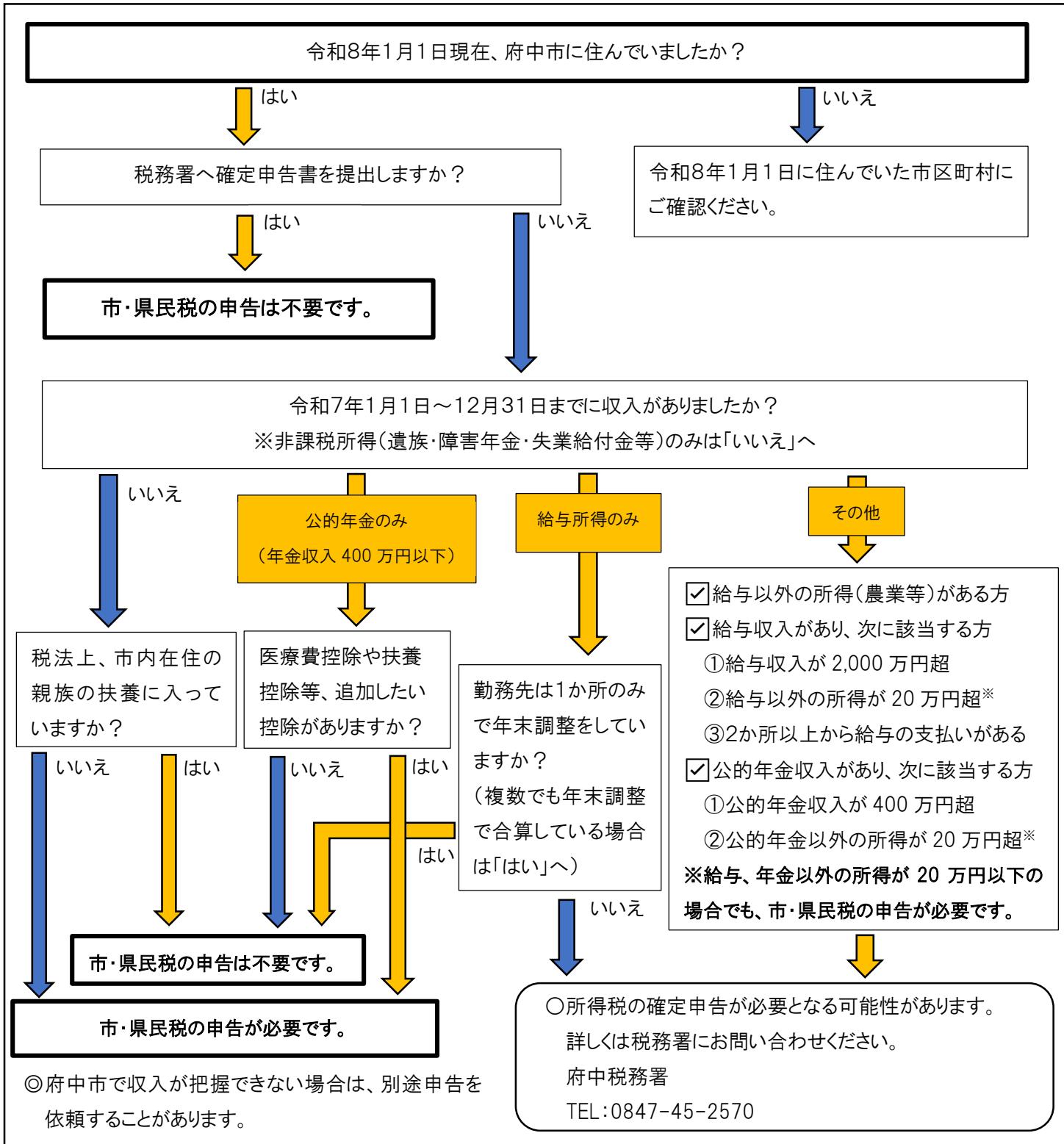
府中市

日ごろから市税の申告と納税にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年も市民税・県民税・森林環境税の申告の時期となりました。令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得の内容を3月16日までに必ず申告していただきますようお願いします。

●申告について

下記のフローチャートで申告が必要かどうか確認をお願いします。(フローチャートは目安としてご利用ください。)



●収入がない方の申告について

無収入の場合でも申告しなければ、下記のような不利益を被ることがありますのでご注意ください。

- ・所得証明書等が発行できない
- ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料について、所得に応じた軽減等が受けられない
- ・各種非課税世帯等へのサービスが受けられない

●受付および相談日程について

申告書の受付、相談は下記の日程表のとおり行います。この期間中は市役所での申告相談は行っていませんので、あらかじめご了承ください。

相談日	相談会場	相談地区	相談日	相談会場	相談地区
2月13日	上下町民会館 2階会議室	階見・小塚	3月3日	いこーれふちゅう 多目的室 小	河面町・篠根町・河南町・三郎丸町
2月16日		小堀	3月4日		父石町・僧殿町・諸毛町・小国町
2月17日		井永・佐倉・水永・岡屋	3月5日		中須町・用土町
2月18日		二森・有福	3月6日		高木町
2月19日		深江・国留	3月9日		栗柄町
2月20日		矢野・矢多田・松崎	3月10日		土生町・府川町・目崎町
2月24日		上下	3月11日		元町・鶴飼町・桜が丘
2月25日			3月12日		府中町・出口町・上山町・荒谷町
2月27日		木野山町・行膝町・斗升町	3月13日		本山町・広谷町
3月2日		阿字町・河佐町・久佐町	3月16日		市内全域で申告がまだの人

【受付時間】上下町民会館 (午前)10時から12時 (午後)13時から16時

いこーれふちゅう (午前)9時半から12時 (午後)13時から16時

●申告の際に持参していただくもの

- ①同封の申告書
- ②本人確認書類(番号確認は個人番号カードまたは通知カード、身元確認は個人番号カードまたは運転免許証等)
- ③給与または年金の源泉徴収票
- ④事業をしている人は、収入金額、必要経費が明らかにできる帳簿、書類等
- ⑤農業所得を申告する人は、帳簿、通帳または領収書等(必ず集計してご持参ください。)
- ⑥不動産(地代・家賃等)収入のある人は、固定資産税の明細書等で必要経費のわかるもの
- ⑦縫製などの販加工のある人は、収入のわかる書類
- ⑧国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の領収書等
- ⑨生命保険料、地震保険料の控除に必要な証明書
- ⑩医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書または医療保険者から交付を受けた医療費通知書、医療費控除の特例を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書
- ⑪障害者控除を受ける人は、障害者手帳等証明できるもの

申告書の書き方

▼申告書 表面

氏名は、かい書で正しく記入し、
フリガナ、生年月日もあわせて
記入してください。

現住所には、現在お住まいの住所を記入してください。令和8年1月1日以後に転居している人は、1月1日現在の住所もあわせて記入してください。アパート名、棟室番号も忘れず記入してください。

氏名は、かい書で正しく記入し、 フリガナ、生年月日もあわせて 記入してください。		以後に転居している人は、1月1日現在の住所もあわせて記入して ください。アパート名、棟室番号も忘れず記入してください。																																																																																									
市民税・県民税申告書 森林環境税																																																																																											
現住所 府中市長様 提出年月日 年月日 氏名		整理番号 宛名番号 種類又は職業 電話番号 個人番号 性別 生年月日 男・女 年月日 世帯主の氏名 続柄																																																																																									
3. 所得から差し引かれる金額に関する事項																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">補損控除</td> <td>損害の原因</td> <td>損害年月日</td> <td>損害を受けた資産の種類</td> </tr> <tr> <td>損害金額</td> <td>保険金などで被廃される金額</td> <td>差引損失額のうち貢献開支由の金額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療費控除</td> <td>支払った医療費</td> <td>保険金などで被廃される金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料控除</td> <td>支払った保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生命保険料控除</td> <td>新生命保険料の計</td> <td>旧生命保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td>旧個人年金保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全額医療保険料の計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地震保険料控除</td> <td>地震保険料の計</td> <td>旧長期損害保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①~⑤ 高齢、ひとり親、 勤労学生控除</td> <td>⑥~⑩ ひとり親 扶養者</td> <td>⑪~⑭ 勤労学生控除 (学校名)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者控除</td> <td>1 氏名 個人番号</td> <td>障害の程度</td> <td>限度</td> </tr> <tr> <td>2 氏名 個人番号</td> <td>障害の程度</td> <td>限度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除・配偶者特別控除</td> <td>配偶者 氏名 個人番号</td> <td>生年月日</td> <td>前・大 前・年 * * *</td> </tr> <tr> <td>配偶者 氏名 個人番号</td> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td>同一扶養親(標準 合計所得金額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">扶養控除・特定親族特別控除</td> <td>1 氏名 個人番号</td> <td>生年 月日 * * * * * *</td> <td>同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額</td> </tr> <tr> <td>2 氏名 個人番号</td> <td>生年 月日 * * * * * *</td> <td>同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額</td> </tr> <tr> <td>3 氏名 個人番号</td> <td>生年 月日 * * * * * *</td> <td>同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額</td> </tr> <tr> <td>4 氏名 個人番号</td> <td>生年 月日 * * * * * *</td> <td>同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">16歳未満の扶養親族控除</td> <td>1 氏名 個人番号</td> <td>生年 月日 * * * * * *</td> <td>同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額</td> </tr> <tr> <td>2 氏名 個人番号</td> <td>生年 月日 * * * * * *</td> <td>同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額</td> </tr> <tr> <td>3 氏名 個人番号</td> <td>生年 月日 * * * * * *</td> <td>同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 障害の扶養親族がある場合には、「扶養」欄に○を記入してください。 扶養控除額の合計 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>扶養親族がある場合は、基準「13」に氏名及び性別を記入してください。</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 整理番号 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 住民登録カード/通知カード/運転免許証 <input type="checkbox"/> 未清 <input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 未提出 <small>その他の</small> </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>(注)※欄には記入しないでください。</small> </td> </tr> </table>				補損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	損害金額	保険金などで被廃される金額	差引損失額のうち貢献開支由の金額	医療費控除	支払った医療費	保険金などで被廃される金額		社会保険料控除	支払った保険料		合 計				生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		全額医療保険料の計			地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		①~⑤ 高齢、ひとり親、 勤労学生控除	⑥~⑩ ひとり親 扶養者	⑪~⑭ 勤労学生控除 (学校名)	障害者控除	1 氏名 個人番号	障害の程度	限度	2 氏名 個人番号	障害の程度	限度	配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者 氏名 個人番号	生年月日	前・大 前・年 * * *	配偶者 氏名 個人番号	配偶者の合計所得金額	同一扶養親(標準 合計所得金額)	扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額	2 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額	3 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額	4 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額	16歳未満の扶養親族控除	1 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額	2 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額	3 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額	障害の扶養親族がある場合には、「扶養」欄に○を記入してください。 扶養控除額の合計				<small>扶養親族がある場合は、基準「13」に氏名及び性別を記入してください。</small>				整理番号 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 住民登録カード/通知カード/運転免許証 <input type="checkbox"/> 未清 <input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 未提出 <small>その他の</small>				<small>(注)※欄には記入しないでください。</small>			
補損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類																																																																																								
	損害金額	保険金などで被廃される金額	差引損失額のうち貢献開支由の金額																																																																																								
医療費控除	支払った医療費	保険金などで被廃される金額																																																																																									
	社会保険料控除	支払った保険料																																																																																									
合 計																																																																																											
生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計																																																																																									
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計																																																																																									
	全額医療保険料の計																																																																																										
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計																																																																																									
	①~⑤ 高齢、ひとり親、 勤労学生控除	⑥~⑩ ひとり親 扶養者	⑪~⑭ 勤労学生控除 (学校名)																																																																																								
障害者控除	1 氏名 個人番号	障害の程度	限度																																																																																								
	2 氏名 個人番号	障害の程度	限度																																																																																								
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者 氏名 個人番号	生年月日	前・大 前・年 * * *																																																																																								
	配偶者 氏名 個人番号	配偶者の合計所得金額	同一扶養親(標準 合計所得金額)																																																																																								
扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額																																																																																								
	2 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額																																																																																								
	3 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額																																																																																								
	4 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額																																																																																								
16歳未満の扶養親族控除	1 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額																																																																																								
	2 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額																																																																																								
	3 氏名 個人番号	生年 月日 * * * * * *	同居・ 別居の区分 □ 同居 □ 別居 統括 額																																																																																								
障害の扶養親族がある場合には、「扶養」欄に○を記入してください。 扶養控除額の合計																																																																																											
<small>扶養親族がある場合は、基準「13」に氏名及び性別を記入してください。</small>																																																																																											
整理番号 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 清 <input type="checkbox"/> 住民登録カード/通知カード/運転免許証 <input type="checkbox"/> 未清 <input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 未提出 <small>その他の</small>																																																																																											
<small>(注)※欄には記入しないでください。</small>																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">1 収入金額等</td> <td>営業等</td> <td>ア</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td>ウ</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>エ</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>オ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2 所得金額</td> <td>給与</td> <td>カ</td> </tr> <tr> <td>公的年金等</td> <td>キ</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>ク</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ケ</td> </tr> <tr> <td>短期</td> <td>コ</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">4 所得から差し引かれる金額</td> <td>長期</td> <td>サ</td> </tr> <tr> <td>一時</td> <td>シ</td> </tr> <tr> <td>営業等</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地方税附則第4条の規定の適用を選択する場合</td> <td>利子</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>公的年金等</td> <td>⑦</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>⑧</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">所得から差し引かれる金額</td> <td>その他</td> <td>⑨</td> </tr> <tr> <td>合計 (①+②+③)</td> <td>⑩</td> </tr> <tr> <td>総合課渡・一時</td> <td>⑪</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td>社会保険料控除</td> <td>⑬</td> </tr> <tr> <td>小規模企業 扶植等特例控除</td> <td>⑭</td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>地震保険料控除</td> <td>⑯</td> </tr> <tr> <td>寡婦、ひとり親控除</td> <td>⑰</td> </tr> <tr> <td>勤労学生、障害者控除</td> <td>⑱</td> </tr> <tr> <td>配偶者(特別)控除</td> <td>⑲</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td>⑳</td> </tr> <tr> <td>特定親族特別控除</td> <td>㉑</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>㉒</td> </tr> <tr> <td>⑩から㉑までの計</td> <td>㉓</td> </tr> <tr> <td>難損控除</td> <td>㉔</td> </tr> <tr> <td>医療費控除</td> <td>㉕</td> </tr> <tr> <td>合計 (㉓+㉔+㉕)</td> <td>㉖</td> </tr> </table>				1 収入金額等	営業等	ア	農業	イ	不動産	ウ	利子	エ	配当	オ	2 所得金額	給与	カ	公的年金等	キ	業務	ク	その他	ケ	短期	コ	4 所得から差し引かれる金額	長期	サ	一時	シ	営業等	①	農業	②	不動産	③	地方税附則第4条の規定の適用を選択する場合	利子	④	配当	⑤	給与	⑥	公的年金等	⑦	業務	⑧	所得から差し引かれる金額	その他	⑨	合計 (①+②+③)	⑩	総合課渡・一時	⑪	合計	⑫	社会保険料控除	⑬	小規模企業 扶植等特例控除	⑭	生命保険料控除	⑮	地震保険料控除	⑯	寡婦、ひとり親控除	⑰	勤労学生、障害者控除	⑱	配偶者(特別)控除	⑲	扶養控除	⑳	特定親族特別控除	㉑	基礎控除	㉒	⑩から㉑までの計	㉓	難損控除	㉔	医療費控除	㉕	合計 (㉓+㉔+㉕)	㉖							
1 収入金額等	営業等	ア																																																																																									
	農業	イ																																																																																									
	不動産	ウ																																																																																									
	利子	エ																																																																																									
	配当	オ																																																																																									
2 所得金額	給与	カ																																																																																									
	公的年金等	キ																																																																																									
	業務	ク																																																																																									
	その他	ケ																																																																																									
	短期	コ																																																																																									
4 所得から差し引かれる金額	長期	サ																																																																																									
	一時	シ																																																																																									
	営業等	①																																																																																									
	農業	②																																																																																									
	不動産	③																																																																																									
地方税附則第4条の規定の適用を選択する場合	利子	④																																																																																									
	配当	⑤																																																																																									
	給与	⑥																																																																																									
	公的年金等	⑦																																																																																									
	業務	⑧																																																																																									
所得から差し引かれる金額	その他	⑨																																																																																									
	合計 (①+②+③)	⑩																																																																																									
	総合課渡・一時	⑪																																																																																									
	合計	⑫																																																																																									
	社会保険料控除	⑬																																																																																									
小規模企業 扶植等特例控除	⑭																																																																																										
生命保険料控除	⑮																																																																																										
地震保険料控除	⑯																																																																																										
寡婦、ひとり親控除	⑰																																																																																										
勤労学生、障害者控除	⑱																																																																																										
配偶者(特別)控除	⑲																																																																																										
扶養控除	⑳																																																																																										
特定親族特別控除	㉑																																																																																										
基礎控除	㉒																																																																																										
⑩から㉑までの計	㉓																																																																																										
難損控除	㉔																																																																																										
医療費控除	㉕																																																																																										
合計 (㉓+㉔+㉕)	㉖																																																																																										
<small>地方税附則第4条の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「3」と記入してください。</small>																																																																																											
5. 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において 65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法																																																																																											
<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別収取) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通収取)																																																																																											

P4~P5

P5~P8
参照

P5~P8
参照

申告書の各項目の説明

●収入・所得金額 ※それぞれ収入金額を「1収入金額」の欄へ、必要経費を差引いた所得を「2所得金額」の欄へ記入してください。

前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間)に得た収入について、該当する項目に記入してください。

①営業等	<p>卸売業、小売業、飲食店業、製造業、金融業、修理業、サービス業などいわゆる営業から生ずる収入および医師、弁護士、税理士、画家、外交員、ホステスなどの自由職業や漁業などによる収入の合計額</p> <p>収入金額－必要経費＝所得金額</p> <p>「必要経費」：販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など営業等の収入をあげるために必要な経費</p> <p>→申告書裏面「7」に記入する部分があります。</p> <p>家庭内労働者等で事業所得または雑所得を有する人のうち、次のいずれにも当てはまる人については、必要経費について 65 万円(他に給与所得を有する場合には、給与所得控除額を控除した残額とし、事業所得または雑所得の収入金額を超える場合は収入金額を限度とします。)の最低保障が認められます。</p> <p>(1)家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人</p> <p>(2)事業所得または雑所得を有する人で、これらの所得に係る必要経費の合計額が 65 万円に満たない人</p>
②農業	<p>農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜、家きんの飼育やわら工品、その他これに類するものの生産や酪農品の生産などの事業から生ずる収入の合計額</p> <p>収入金額－必要経費＝所得金額</p> <p>「必要経費」：種苗代、肥料代、防虫費、家畜や家きんの飼料費、雇人費、固定資産税などの租税公課、農具や牛馬、果樹などの減価償却費、事業用固定資産の損失など農業収入をあげるために必要な経費</p>
③不動産	<p>地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金、船舶などの貸付料などによる収入の合計額</p> <p>収入金額－必要経費＝所得金額</p> <p>「必要経費」：固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費、管理費、借入金の利子、不動産貸付業用固定資産の減失損</p> <p>→申告書裏面「7」に記入する部分があります。</p>
④利子	<p>国外で支払われた預貯金の利子など</p> <p>収入金額＝利子の所得金額</p>
⑤配当	<p>株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、証券投資信託(公社債投資信託は除きます。)の収益分配金などの収入の合計金額</p> <p>→申告書裏面「8」に記入する部分があります。</p> <p>「必要経費」：株式などの元本を取得するための借入金がある人はその利子額</p> <p>※特定配当等に係る所得金額を総所得金額に含め、配当割額の控除を受ける場合は申告書裏面「14」に記入する部分があります。</p>
⑥給与 ^{※1}	<p>給料、賃金、賞与、歳費、大工・左官などの手間賃による収入の合計額</p> <p>源泉徴収票の支払金額を記入してください。源泉徴収票がない方は、申告書裏面「6 納付所得の内訳」に勤務先の名称・所在地、収入金額、合計収入金額を記入してください。</p> <p>※1 納付所得の算出表は 9 ページを参照してください。</p>

⑦雑※2 (公的年金等)	国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金などの収入の合計額(遺族年金や増加恩給などは含まれません。) 源泉徴収票の支払金額を記入してください。 ※2 公的年金の所得算出表は9ページを参照してください。
⑧雑(業務) ⑨雑(その他)	〈業務〉作家以外の人の原稿料や印税、講演料など 〈その他〉個人年金など 公的年金等以外(個人年金を含む)の雑所得については、収入、経費等を申告書裏面「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」にも内訳を記入してください。 $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$
⑪総合譲渡・一時	〈総合譲渡〉土地、建物など分離課税を適用した資産以外の車両、船舶、機械、漁業権、特許権、著作権などの譲渡による所得で前年中に収入することの確定した金額 「必要経費」:譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に関する必要な経費 特別控除は、長期と短期の譲渡益の合計額に対して最高50万円です。 長期譲渡:保有期間が5年を超えていた資産を譲渡した場合(譲渡所得の1/2が総所得に算入されます) 短期譲渡:保有期間が5年以下の資産を譲渡した場合 〈一時〉生命保険等の満期受取金・解約返戻金など、一時的な所得 $(\text{総収入金額}) - (\text{その収入を得るために支出した金額}) - (\text{特別控除最高 } 50 \text{ 万円}) = \text{一時所得の金額}$ $\text{一時所得の金額} \times 1/2 = \text{総所得金額に算入する金額}$ →申告書裏面「10」に記入する部分があります。

分離課税の所得金額について、詳細は税務課へお問い合わせください。

●所得控除

要件を満たす場合、該当する項目に記入してください。

⑬社会保険料控除
前年中に国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の支払いがある場合、支払った保険料等の種類、支払った額を記入してください。ただし、年金から差し引かれた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は控除対象外となります。
◎支払った証明書または領収書をご持参ください。
⑭小規模企業共済等掛金額控除
小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金がある場合
◎領収書をご持参ください。
⑮生命保険料控除
前年中に支払った生命保険料(保険契約による配当金を除きます。)、簡易保険料等がある場合、支払った保険料の金額を記入してください。
◎支払った証明書をご持参ください。
一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ次表の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000 円)
一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について、控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ次表の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000 円。ただし、旧契約のみで計算した控除額が 28,000 円より大きくなる場合は、35,000 円を限度額として旧契約のみで計算した控除額を適用できます。)

区分	新契約(H24.1.1～契約、更新)		旧契約(～H23.12.31 契約)	
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
一般生命保険料	12,000 円まで	全額	15,000 円まで	全額
	12,001 円～32,000 円	支払金額の 1/2+6,000 円	15,001 円～40,000 円	支払金額の 1/2+7,500 円
	32,001 円～56,000 円	支払金額の 1/4+14,000 円	40,001 円～70,000 円	支払金額の 1/4+17,500 円
	56,001 円以上	28,000 円	70,001 円以上	35,000 円
個人年金保険料	12,000 円まで	全額	15,000 円まで	全額
	12,001 円～32,000 円	支払金額の 1/2+6,000 円	15,001 円～40,000 円	支払金額の 1/2+7,500 円
	32,001 円～56,000 円	支払金額の 1/4+14,000 円	40,001 円～70,000 円	支払金額の 1/4+17,500 円
	56,001 円以上	28,000 円	70,001 円以上	35,000 円
介護医療保険料	12,000 円まで	全額		
	12,001 円～32,000 円	支払金額の 1/2+6,000 円		
	32,001 円～56,000 円	支払金額の 1/4+14,000 円		
	56,001 円以上	28,000 円		

⑯地震保険料控除

家屋(常時居住の用に供しているものに限ります。)もしくは家財を保険もしくは共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の前年中に支払った地震保険料の合計額を記入してください。

◎支払った証明書をご持参ください。

控除額は下表の方法で計算されます。

	区分	(ア)支払った保険料の合計額	控除額
①	地震保険料だけの場合	50,000 円まで	(ア)×1/2
		50,000 円以上	25,000 円
②	旧長期損害保険料だけの場合	5,000 円まで	(ア)の全額
		5,001 円～15,000 円	(ア)×1/2+2,500 円
		15,001 円以上	10,000 円
③	①・②両方がある場合		①により求めた金額+②により求めた金額 限度額 25,000 円

一つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料がある場合には、いずれか一方の控除のみ申告できます。

旧長期損害保険契約とは、平成 18 年 12 月末日以前始期の 10 年以上の契約で満期返戻金などを支払う旨の特約があるものをいいます。

⑰寡婦控除

本人が次のいずれかに該当する場合、控除額 26 万円

(1)夫と離婚した後、婚姻しておらず扶養親族がいる人で合計所得金額が 500 万円以下の人

(2)夫と死別した後、婚姻していない人で合計所得金額が 500 万円以下の人

⑯ひとり親控除

本人が次の全てに該当する場合、控除額 30 万円

(1)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと

(2)前年中の総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者や扶養親族であるものを除きます。)がいること

(3)合計所得金額が 500 万円以下であること

⑯勤労学生控除

本人が大学、各種学校等の学生で給与所得等の勤労所得を有し、前年中の合計所得金額が85万円以下であり、その金額のうち不動産、利子、配当などの勤労によらない所得が10万円以下である場合、控除額26万円
学校名を記入してください。
◎学生証をご持参ください。

⑰障害者控除

本人や同一生計配偶者および扶養親族が障害者である場合、障害者1人につき控除額26万円(特別障害者1人につき30万円)、同居特別障害者である扶養親族の場合は、控除額に23万円を加算します。
障害者の範囲は精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳をもっている人、福祉事務所長の認定を受けている人など
特別障害者の範囲は精神障害者保健福祉手帳1級の人、重度の知的障害者、身体障害者1級、2級の人、戦傷病者手帳第3項症までの人、原子爆弾の被爆者で認定書をもっている人など
◎障害者手帳等証明できるものをご持参ください。

⑱～⑲配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

令和7年12月31日現在で本人と生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額によって下表により算出します。

配偶者	配偶者の合計所得金額	納稅義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除	58万円以下(一般)	33万円	22万円	11万円
配偶者	58万円以下(老人)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

老人とは、年齢が70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)です。

本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合や配偶者が事業専従者の場合は適用を受けることができません。

同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)に該当する場合は✓を記入してください。

⑳～㉑扶養控除・特定親族特別控除および16歳未満の扶養控除

令和7年12月31日現在で本人と生計を一にする親族のうち前年中の合計所得金額が58万円以下の場合

	扶養親族の要件	控除額
特定扶養	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族(平成15年1月2日以後 平成19年1月1日以前に生まれた人)	45万円
老人扶養	年齢が70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)	38万円
同居老親	老人扶養親族のうち、本人または配偶者の直系尊属で同居している人	45万円
その他の扶養	16歳以上(平成22年1月1日以前に生まれた人)で上記以外の扶養親族	33万円

16歳未満の扶養親族については、控除の対象とはなりませんが、非課税基準に16歳未満(平成22年1月2日以降に生まれた人)の扶養親族を含めた扶養親族の人数を用いるので、記入してください。

扶養親族のうち、特定扶養親族(19歳以上23歳未満(平成15年1月2日以降 平成19年1月1日以前に生まれた人)の合計所得金額が58万円超123万円以下)である場合は、「特親」欄に「○」を記入し、その所得に対応する控除額を下表を参考に記入してください。

扶養親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	
90万円超 95万円以下	
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

㉕基礎控除

納税義務者は下表により一律に控除されます。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

㉖雑損控除

本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族(前年中の総所得金額の合計が58万円以下である人に限ります。)の有する生活用資産および業務用資産について災害や盗難などにより、住宅や家財等に損害を受けた場合、次の算式により計算した金額のいずれか多いほうの額を雑損控除とすることができます。

(1)(損失額-保険金等による補てん額)-(各種所得の合計額×10%)

(2)災害関連支出の金額-5万円

㉗医療費控除

前年中に支払った治療費または治療に必要な医療費などがあった場合、次の算式により計算した金額を医療費控除とすることができます。(最高限度額 200万円)

(支払った医療費の総額)-(保険金などで補てんされる金額)-[各種所得の合計額×5%(10万円を限度)]

◎医療保険者から交付を受けた医療費通知書または医療費控除の明細をご持参ください。

※医療費控除の特例として、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に健康の維持増進および疾病予防のため一定の健康診査などを行う個人が前年中に支払った特定一般用薬品等の購入費が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(8万8千円を限度)を控除額とすることができます。ただし、現行の医療費控除との同時適用はできません。控除を受ける人はセルフメディケーション税制の明細書が必要です。該当する場合は区分欄に「1」を記入してください。

給与・公的年金等の所得計算表

●給与所得の算出表

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額	
65万1千円未満	0円	
65万1千円以上 190万円未満	(A)-650,000円	
190万円以上 360万円未満	(A)÷4 (千円未満の端数切捨て)=(A')	(A')×2.8-80,000円
360万円以上 660万円未満		(A')×3.2-440,000円
660万円以上 850万円未満	(A)×0.9-1,100,000円	
850万円以上	(A)-1,950,000円	

●公的年金等所得の算出表

年齢区分	公的年金等収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和36年 1月1日以前 に生まれた 人)	～3,299,999円	(B) -1,100,000円	(B) -1,000,000円	(B) -900,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	(B)×0.75 -275,000円	(B)×0.75 -175,000円	(B)×0.75 -75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	(B)×0.85 -685,000円	(B)×0.85 -585,000円	(B)×0.85 -485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	(B)×0.95 -1,455,000円	(B)×0.95 -1,355,000円	(B)×0.95 -1,255,000円
	10,000,000円～	(B) -1,955,000円	(B) -1,855,000円	(B) -1,755,000円
65歳未満 (昭和36年 1月2日以後 に生まれた 人)	～1,299,999円	(B) -600,000円	(B) -500,000円	(B) -400,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	(B)×0.75 -275,000円	(B)×0.75 -175,000円	(B)×0.75 -75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	(B)×0.85 -685,000円	(B)×0.85 -585,000円	(B)×0.85 -485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	(B)×0.95 -1,455,000円	(B)×0.95 -1,355,000円	(B)×0.95 -1,255,000円
	10,000,000円～	(B) -1,955,000円	(B) -1,855,000円	(B) -1,755,000円

税額の計算方法 ※分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

●市県民税＝所得割額+均等割額

所得割額

総所得金額－所得控除合計額＝課税総所得金額

課税総所得金額×税率＝算出所得割額

算出所得割額－税額控除等－配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除＝所得割額

・所得割の税率

・配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額

市民税	県民税
6%	4%

区分	市民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

・税額控除

種類	内容
調整控除	税源委譲により所得税率と市県民税率が変更になったことに伴う調整控除
配当控除	特定の配当所得に対する税額控除
住宅借入金等特別税額控除	市県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除
寄附金税額控除	特定の寄附金に対する税額控除

均等割額

市民税	県民税
3,000 円	1,500 円

●森林環境税(国税) 1,000 円

温室効果ガスの削減や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和6年度から国内に住所を有する個人に課税され、市・県民税の均等割とあわせて一人年額 1,000 円が賦課徴収されます。

市民税・県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関する問い合わせ

府中市 総務部 税務課 市民税係 TEL:(0847)44-9126

〒726-8601 府中市府川町 315 番地

※この手引きは現行法(令和7年12月1日現在)により作成していますが、税法の改正が行われる場合はそれによります。